

弁護士と一緒に考えてみませんか

敵基地攻撃能力や 反撃能力を 日本は持ってよいのでしょうか？



政府は、2022年12月16日、敵基地攻撃能力や反撃能力の保有を内容とする、新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画（安保三文書）を閣議決定しました。

その問題点について、考えてみたいと思います。

憲法9条

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

Q1

政府が持とうとしている、
敵基地攻撃能力や反撃能力という
のは何ですか？

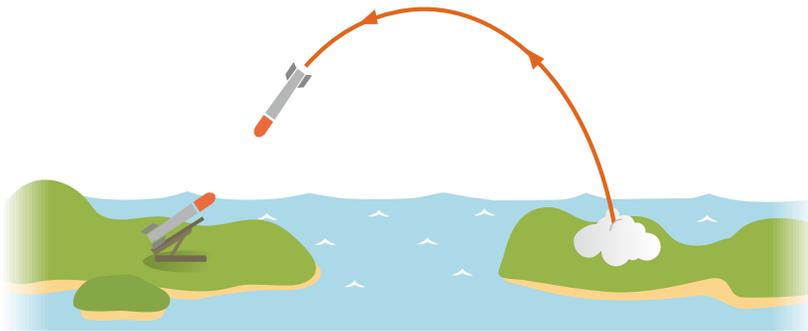


A

日本が、他国の領土を、ミサイルなどによって
直接攻撃ができるようにするものです。

《解説》

政府は、相手国の領域内にあるミサイル発射手段を攻撃したり、さらには攻撃対象をそれ以外の軍事施設等にも拡大することになりかねない、いわゆる敵基地攻撃能力や反撃能力の保有を進めようとしています。



Q2

日本は敵基地攻撃能力や反撃能力を
持ってよいのですか？



A

憲法9条のもと、許されません。

《解説》

憲法9条のもとでは、自衛権の行使は、外国の武力攻撃を日本の領域から排除するために必要な最小限度のものに限られます。

だから、敵基地攻撃能力や反撃能力を持つことは許されません。

Q3

日本の平和と安全を守るためには
敵基地攻撃能力や反撃能力が
必要なのではないですか？



A

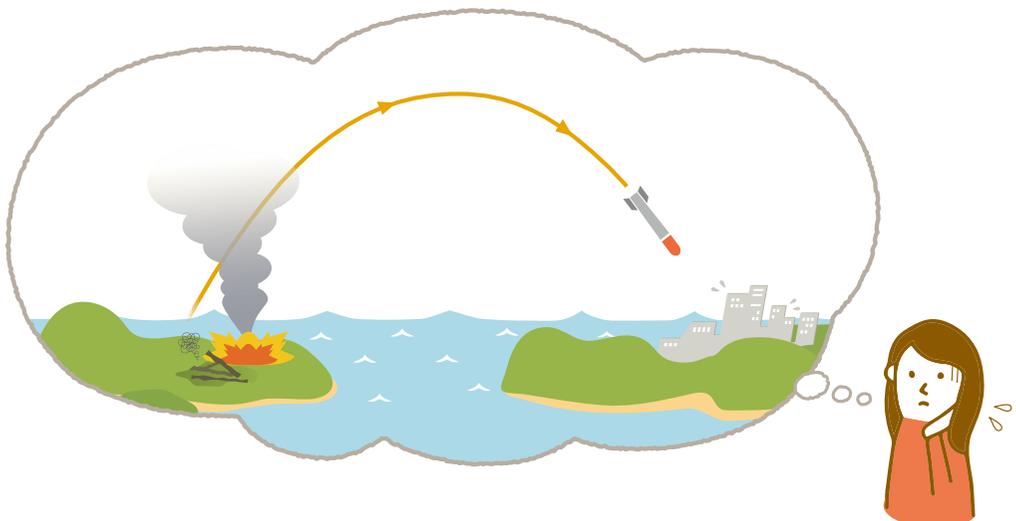
いいえ、それらの能力を持つことで、
むしろ、私たちの平和と安全を脅かしかね
ません。

《解説》

「敵基地」など相手国の領域を日本が直接攻撃すれば、当然に相手国の反撃を招いて武力の応酬に結びつきます。その結果は、多大な国民の犠牲と広範な国土の荒廃を招き、再び日本に戦争の惨禍をもたらすことになりかねません。

日本弁護士連合会は、日本に外国が攻めてこなくても、他国のために武力行使ができるとする集団的自衛権の行使を認めた安保法制は憲法違反だと、一貫して指摘してきました。集団的自衛権を認めれば、日本が戦争当事国になる危険性が高まるからです(日本弁護士連合会「安全保障法制改定法案に対する意見書」(2015年6月18日)等)。

この安保法制のもとで日本が敵基地攻撃能力や反撃能力を保有すれば、それが他国のために用いられて戦争に突入する危険性が一層高くなります。



Q4

それでは戦争を防ぐためには どうしたらよいのですか？



A

平和的な外交関係を 積極的に行っていく必要があります。

《解説》

戦争は、どうしても避けなければなりません。

Q3のような武力の応酬による破局的な結末を避け、日本の存立を維持するためには、国際社会の平和、とりわけ経済的、文化的に緊密な関係にある近隣諸国との武力紛争を防止して、平和的な外交関係を構築していく必要があります。

政府は、武力によるのではなく、日本国憲法が掲げる恒久平和主義、国際協調主義の原理に基づいて、関係諸国との間で主体的な役割を果たし、国際平和を維持するために最大限の外交努力を尽くす責務があります。



「戦争は最大の人権侵害」です。

基本的人権の擁護を使命とする私たち日本弁護士連合会は、
「敵基地攻撃能力」ないし「反撃能力」を保有すること、
及びそのための準備を進めることに反対します。



★もっと詳しく知りたい方は★

日本弁護士連合会 「敵基地攻撃能力」ないし「反撃能力」の保有に反対する意見書
(2022年12月16日)

WEBサイトはこちら>>

日弁連 憲法 検索

<https://www.nichibenren.or.jp>

